

# 新潟県高等学校教育研究会規約

## 第1章 総 則

第1条 この会は、新潟県高等学校教育研究会といい、事務局を会長在任校におく。

第2条 この会は、新潟県の高等学校教育を振興発展させることを目的とする。

第3条 この会は、前条の目的を達成するために、下記の事業を行う。

1. 高等学校教育に関する調査研究
2. 研究協議会・講習会・講演会・展覧会等の開催、研究誌・機関紙の発行
3. 会員の研究に対する援助
4. その他この会の目的達成に必要な事項

## 第2章 組 織

第4条 この会は、新潟県にある高等学校の教職員およびこれに準ずるもので組織し、次の部会をおく。

- |           |              |            |
|-----------|--------------|------------|
| 1. 国語部会   | 2. 地理歴史・公民部会 | 3. 数学部会    |
| 4. 理科部会   | 5. 芸術部会      | 6. 英語部会    |
| 7. 農業部会   | 8. 工業部会      | 9. 商業部会    |
| 10. 水産部会  | 11. 家庭科部会    | 12. 保健体育部会 |
| 13. 情報部会  | 14. 生徒指導部会   | 15. 図書館部会  |
| 16. 視聴覚部会 | 17. 定通部会     |            |

## 第3章 機 関

第5条 この会は、次の機関をおく。

1. 理事会
2. 委員会
3. 部長会
4. 部会委員会

第6条 理事会は、この会の決定機関であって、次のことを決める。

1. 規約の決定並びに改正に関する事。
2. 事業計画に関する事。
3. 予算の決定、決算の承認に関する事。
4. 財産および基金の処分に関する事。

5. 役員の決定に関すること。
6. 他団体への加入脱退に関すること。
7. この会の解散に関すること。
8. その他必要な事項に関すること。

第 7 条 理事会は、理事で構成し、毎年開催する。臨時理事会は、会長が必要と認めるとき、会長が招集する。

第 8 条 理事には、会長・副会長・各部会の部長 1 名および理事会で必要と認められた若干名となる。

第 9 条 委員会は、この会の執行機関であって、次の任務権限を持つ。

1. 理事会から委任された事項の審議執行に関すること。
2. 理事会に提出する議案に関すること。
3. 緊急事項の処理に関すること。

第 10 条 委員会は、委員で構成し、毎年開催する。臨時委員会は、会長が必要と認めるとき、会長が招集する。

第 11 条 委員会の議長は、そのつど構成員の中から選出する。

第 12 条 部長会は、連絡機関であって、理事会と各部会および部会相互間の連絡にあたる。

第 13 条 委員会および部長会は、委任状を持参した代理人を認める。

第 14 条 理事会・委員会・部長会の会議は、構成員の 2 分の 1 以上の出席で成立する。

第 15 条 部会委員会は、部長・副部長・部会幹事および校内部会代表をもって構成する。

第 16 条 部会委員会は次の任務権限をもつ。

1. 専門的事項について調査研究する。
2. 専門的事項について委員会に提案する。
3. 専門的事項についての業務を執行する。

第 17 条 部会委員会は、必要に応じ、会長に連絡して、部長が招集する。

第 18 条 部会は、必要により、学科または科目別あるいは地区別に分会を設けることができる。

第 19 条 部会の細則は、各部会ごとに作成して会長に届け、委員会の承認を得るものとする。

## 第 4 章 役 員

第 20 条 この会には、次の役員をおく。

- |           |       |            |             |
|-----------|-------|------------|-------------|
| 1. 会長     | 1 名   | 2. 副会長     | 5 名         |
| 3. 部長     | 各 1 名 | 4. 副部長     | 若干名         |
| 5. 理事     |       | 6. 委員      | 各校 1 名      |
| 7. 会計監査委員 | 3 名   | 8. 幹事      | 若干名         |
| 9. 部会幹事   | 各 1 名 | 10. 校内部会代表 | 各校内の部会各 1 名 |
| 11. 顧問    |       |            |             |

第 21 条 役員の任務権限は、次の通りである。

1. 会長は、この会を代表し、会務執行の責任を負う。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその任を行う。
3. 部長は、その部会を代表し、部会の業務を統理する。
4. 副部長は、部長を補佐し、部長事故あるときはその任を行い、各地区別部会との連絡にあたる。
5. 理事は第6条によりその任を遂行する。
6. 委員は、各校内の意見を代表し、第9条によりその任を遂行する。
7. 会計監査委員は、会計を監査し、委員会に報告する。
8. 幹事は、この会の事務を処理する。
9. 部会幹事は、各部会の事務を処理する。
10. 校内部会代表は、各校内部会の事務を処理する。
11. 顧問は、会長の諮問に応ずる。

第22条 役員を選出法は、次の通りとする。

1. 会長・副会長・部長・副部長は、理事会で会員の中から推薦し、委員会で承認する。
2. その他の理事は、必要により理事会で推薦し、委員会で承認する。
3. 委員は、各学校から1名選挙する。
4. 会計監査委員は、委員会で互選する。
5. 幹事は、委員会の承認を経て会長が委嘱する。
6. 部会幹事は、各部会の推薦により、会長が委嘱する。
7. 校内部会代表は、各校内部会で互選する。
8. 顧問は、委員会の推薦を経て会長が委嘱する。

第23条 役員の任期は、2年とし、次期改選まではその任を行い、重任してもよい。  
欠員の補充で就任した者の任期は、前任者の残りの期間とする。

## 第5章 会 計

第24条 この会の経費は、会費・補助金・寄付金等による。ただし、寄付金および寄付物件の受理は、委員会の承認を要する。

会費は、毎年5月1日までに各学校ごとに委員がまとめ、部会別会員名簿をそえて事務局に送付するものとする。

第25条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 第6章 雑 則

第 26 条 この会に入会しようとするときは、所属部会を明記し、各学校ごとにまとめて、会長に通告する。

第 27 条 この会の規約を実施するために必要な規定は、別に定める。

## 第 7 章 附 則

第 28 条 この規約は昭和 23 年 10 月 15 日から実施する。

2. 昭和 61 年 6 月 9 日改正施行する。
3. 平成 2 年 6 月 8 日改正施行する。
4. 平成 7 年 5 月 31 日改正施行する。
5. 平成 23 年 6 月 17 日改正施行する。
6. 平成 24 年 6 月 22 日改正施行する。
7. 令和 元年 5 月 27 日改正施行する。
8. 令和 3 年 11 月 1 日改正施行する。